

議案第56号

加西市税条例の一部を改正する条例の制定について

加西市税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成21年6月2日提出

加西市長 中 川 暢 三

加西市税条例の一部を改正する条例

加西市税条例（昭和 42 年加西市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条中「本条において同じ。）」を「この条において同じ。）」、第 47 条の 4 第 1 項（第 47 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」に改め、同条第 1 号中「第 46 条の 5」の右に「、第 47 条の 4 第 1 項」を加える。

第 38 条第 1 項中「第 44 条」の右に「、第 47 条の 2 第 1 項、第 47 条の 5 又は第 53 条の 5」を加え、「除く外」を「除くほか」に改め、同条第 2 項中「あわせて」を「併せて」に改める。

第 41 条中「第 47 条第 1 項」の右に「又は第 47 条の 6 第 1 項」を加える。

第 44 条の見出しを「(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)」に改め、同条第 1 項中「本条」を「この条」に改め、同項第 1 号中「こえる」を「超える」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「給与所得以外」を「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」に改め、同条第 4 項中「本項」を「この項」に、「すでに」を「既に」に改める。

第 45 条の見出しを「(給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)」に改め、同条第 2 項中「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に改める。

第 46 条の見出しを「(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)」に改める。

第 46 条の 2 の見出しを「(給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例)」に改め、同条中「本条」を「この条」に、「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に改める。

第 47 条の見出しを「(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)」に改め、同条第 1 項中「因り個人の市民税」を「より給与所得に係る特別徴収税額」に、「同条」を「同項」に改め、同条第 2 項中「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に、「こえる」を「超える」に改め、同条の次に次の 5 条を加える。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第 47 条の 2 個人が市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第 321 条の 7 の 2 第 1 項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢 65 歳以上の者(特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得

者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によつて徴収する。

- (1) 当該年度の初日の属する年の1月1日以後引き続き市の区域内に住所を有する者でない者
- (2) 当該年度分の老齢等年金給付の年額が18万円未満である者その他の市の行う介護保険の介護保険法(平成9年法律第123号)第135条第5項に規定する特別徴収対象被保険者でない者
- (3) 特別徴収の方法によつて徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によつて徴収する。

(特別徴収義務者)

第47条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付(法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払をする者(以下この節において「年金保険者」という。)とする。

(年金所得に係る特別徴収税額の納入の義務)

第47条の4 年金保険者は、支払回数割特別徴収税額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した支払回数割特別徴収税額を納入しなければならない。

2 前項の支払回数割特別徴収税額は、当該特別徴収対象年金所得者につき、年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額とする。

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第47条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該年度の前年度において第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額をいう。以下この節において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収する。

2 当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において前項の規定による特別徴収が行われた特別徴収対象年金所得者については、第47条の2第1項の規定の適用がある場合における同項並びに第47条の3及び前条の規定の適用にあつては、第47条の2第1項中「の2分の1に相当する額」とあるのは、「から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額」とし、同条第2項の規定は、適用しない。

3 第47条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第47条の3中「前条第1項」とあるのは「第47条の5第1項」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においては、そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によつて徴収するものとする。

2 法第 321 条の 7 の 7 第 3 項（法第 321 条の 7 の 8 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第 17 条の 2 の規定によつて当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。

第 54 条第 6 項中「同項第 2 号」を「同項第 1 号」に改める。

附則第 9 条の 2 の 2 の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第 1 項中「居住年」の右に「(次条において「居住年」という。)」を加え、同条第 3 項中「市民税の納税通知書が送達された後に市民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに市民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかつたことについて、市長においてやむを得ない理由があると認めるとき又は」を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

第 9 条の 2 の 2 の 2 平成 22 年度から平成 35 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合(居住年が平成 11 年から平成 18 年まで又は平成 21 年から平成 25 年までの各年である場合に限る。)において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは、法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第 34 条の 3 及び第 34 条の 6 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

- (1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）

(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

3 第1項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第9条の2の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第9条の2の2第1項」とする。

附則第9条の3第2項中「附則第9条の2の2第1項」の右に「、附則第9条の2の2の2第1項」を加える。

附則第12条の2第7項中「施行規則附則第7条第9項各号」を「施行規則附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「施行規則附則第7条第8項各号」を「施行規則附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第2項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日、登記年月日及び当該家屋を居住の用に供した年月日
- (4) 当該年度の初日の属する年の1月31日を経過した後に申告書を提出する場合には、同日までに提出することができなかつた理由

附則第18条の3第3項第2号中「、附則第9条の2の2第1項」の右に「、附則第9条の2の2の2第1項」を加え、「第34条の7第1項前段」を「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段」に、「及び附則第9条の2の2第1項」を「、附則第9条の2の2第1項及び附則第9条の2の2の2第1項」に改める。

附則第18条の4第3項第2号中「、附則第9条の2の2第1項」の右に「、附則第9条の2の2の2第1項」を加え、「及び附則第9条の2の2第1項」を「、附則第9条の2の

2第1項及び附則第9条の2の2の2第1項」に改める。

附則第19条第1項中「第35条第1項」の右に「、第35条の2第1項」を加え、同条第3項第2号中「、附則第9条の2の2第1項」の右に「、附則第9条の2の2の2第1項」を加え、「及び附則第9条の2の2第1項」を「、附則第9条の2の2第1項及び附則第9条の2の2の2第1項」に改める。

附則第19条の2第3項中「第35条」を「第35条の2」に、「第37条の9の4」を「第37条の9の5」に改める。

附則第20条第5項第2号中「、附則第9条の2の2第1項」の右に「、附則第9条の2の2の2第1項」を加え、「及び附則第9条の2の2第1項」を「、附則第9条の2の2第1項及び附則第9条の2の2の2第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号中「、附則第9条の2の2第1項」の右に「、附則第9条の2の2の2第1項」を加え、「及び附則第9条の2の2第1項」を「、附則第9条の2の2第1項及び附則第9条の2の2の2第1項」に改める。

附則第20条の2の2の見出し中「特定管理株式」を「特定管理株式等」に改め、同条第1項中「という。）」の右に「又は同条第1項に規定する特定保有株式（以下この条において「特定保有株式」という。）」を、「当該特定管理株式」の右に「又は特定保有株式」を加える。

附則第20条の3第2項及び第6項中「第37条の12の2第5項」を「第37条の12の2第11項」に改める。

附則第20条の5第1項中「事業所得又は」を「事業所得、譲渡所得又は」に、「事業所得及び」を「事業所得、譲渡所得及び」に、「金額及び」を「金額、譲渡所得の金額及び」に改め、同条第2項第2号中「、附則第9条の2の2第1項」の右に「、附則第9条の2の2の2第1項」を加え、「及び附則第9条の2の2第1項」を「、附則第9条の2の2第1項及び附則第9条の2の2の2第1項」に改める。

附則第20条の7第2項第2号中「、附則第9条の2の2第1項」の右に「、附則第9条の2の2の2第1項」を加え、「及び附則第9条の2の2第1項」を「、附則第9条の2の2第1項及び附則第9条の2の2の2第1項」に改め、同条第5項第2号中「、附則第9条の2の2第1項」の右に「、附則第9条の2の2の2第1項」を加え、「及び附則第9条の2の2第1項」を「、附則第9条の2の2第1項及び附則第9条の2の2の2第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 市税条例附則第12条の2の改正規定及び同条第1項の次に1項を加える改正規定並びに附則第3条第3項の規定 平成21年6月4日
- (2) 市税条例附則第9条の2の2の見出しを削る改正規定、同条の前に見出しを付する改正規定、同条第1項の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、同条例附則第9条の3第2項の改正規定、同条例附則第18条の3第3項第2号の改正規定、同条例附則第18条の4第3項第2号の改正規定、同条例附則第19条第3項第2号の改正規定、同条例附則第20条第5項第2号の改正規定、同条例附則第20条の2第2項第2号の改正規定、同条例附則第20条の2の2及び第20条の3の改正規定、同条例附則第20条の5第2項第2号の改正規定、同条例附則第20条の7第2項第2号の改正規定並びに同条第5項第2号の改正規定 平成22年1月1日
- (3) 市税条例第19条、第38条、第41条及び第44条から第47条までの改正規定並びに同条の次に5条を加える改正規定並びに市税条例附則第9条の2の2第3項、第19条第1項及び第19条の2第3項の改正規定並びに次条の規定 平成22年4月1日
- (4) 市税条例附則第20条の5第1項の改正規定 平成23年1月1日
- (5) 市税条例第54条第6項の改正規定 農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第 号）の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の市税条例（以下「新条例」という。）附則第9条の2の2第3項の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成21年度分までの個人の市民税に係る同項に規定する市民税住宅借入金等特別税額控除申告書の提出については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成21年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成20年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第12条の2第3項の規定は、公布の日以後に新築された同項に規定する住

宅に対して課すべき平成 22 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 3 改正後の市税条例附則第 12 条の 2 第 2 項の規定は、平成 21 年 6 月 4 日以後に新築された同項に規定する住宅に対して課すべき平成 22 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(審議資料)

地方税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第9号)が平成21年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたこと等に伴い、加西市税条例(昭和42年加西市条例第50号)の一部を改正するもの。

【改正要旨】

個人市民税関係

1. 公的年金から個人市民税(個人県民税を含む。)の特別徴収を実施する。

(第19条、第38条～第47条の6関係)

(1) 特別徴収の対象者

個人住民税の納税義務者のうち、前年中に公的年金等の支払を受けた者であつて、当該年度の初日において国民年金法に基づく老齢基礎年金等の支払を受けている65歳以上の者(ただし、以下の場合を除く。)

- ① 当該年度の初日の属する1月1日以後引き続き市内に住所を有する者でない者
- ② 老齢等年金給付の年額が18万円未満である場合
- ③ 介護保険料の特別徴収対象者でない者
- ④ 当該年度の特別徴収税額が老齢等年金給付の年額を超える場合

(2) 特別徴収の対象税額

当面、特別徴収の対象となる所得は、公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額のみ。(公的年金等に係る所得以外の所得がある場合は、給与所得については給与からの特別徴収、その他の所得については普通徴収となる。)

(3) 特別徴収の対象年金

老齢等年金給付

(4) 特別徴収義務者

特別徴収義務者は、老齢等年金給付の支払いをする者(年金保険者)とし、年金保険者は老齢等年金給付の支払いをする際に徴収した税額をその徴収した月の翌月10日までに市に納入する義務を負う。

(5) 施行時期

平成22年4月1日から施行し、平成22年度分から実施する。

2. 住宅借入金等特別税額控除の拡充(附則第9条の2の2の2関係)

(1) 所得割の納税義務者が住宅の取得等をして平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの間に居住の用に供した場合、前年分の所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額から前年分の所得税の額(住宅借入金等特別税額控除等の税額控除の適用があった場合には、その適用がなかったものとして計算した額)を控除した金額につき、その5分の3に相当する金額(所得税の課税総所得金額等の合計額の100分の3に相当する金額(当該金額が58,500円を超える場合は、58,500円)を限度とする。)を所得割の額から控除する。

(2) 施行日:平成22年1月1日

3. 長期譲渡所得の1,000万円特別控除制度の創設(附則第19条関係)

(1) 個人が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得(特別の

関係がある者からの取得並びに相続、遺贈、贈与及び交換によるものその他一定のもの（ものを除く。）をした国内にある土地等で、その年の1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡をした場合には、当該土地等に係る長期譲渡所得から1,000万円（当該長期譲渡所得が1,000万円に満たない場合には、当該長期譲渡所得の金額）を控除する。

(2) 施行日：平成22年4月1日

4. 特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の適用対象の拡大（附則第20条の2の2関係）

(1) 特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の適用対象に、平成21年1月4日において特定管理株式であった株式で同年1月5日に特定管理口座から払い出されたもののうち、同日以後に当該株式と同一銘柄の株式を売買していないことが証明されたものを追加する。

(2) 施行日：平成22年1月1日

5. 先物取引に係る雑所得等の課税の特例の適用対象の拡大（附則第20条の5関係）

(1) 先物取引に係る雑所得等の課税の特例の対象に、平成22年1月1日以後に行う金融商品取引法第2条第1項第19号に掲げる有価証券（いわゆるカバードワラント）で金融商品取引所に上場されているものに表示される権利の行使若しくは放棄又は当該有価証券の一定の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得を追加する。

(2) 施行日：平成23年1月1日

固定資産税関係

1. 長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置の適用を受けようとする者が申告すべき事項等について規定を整備する。（附則第12条の2関係）

当該措置の適用がある旨の申告書を市長に提出する際に添付すべき書類として、長期優良住宅の認定通知書等の写しを規定する。

長期優良住宅

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に規定する認定長期優良住宅に該当する家屋で一定のものをいい、①地震や腐食に強いなど住宅の構造及び設備が長期使用構造等であること②居住者の使い勝手に合わせて改築し易く規模が省令で定める規模以上であること③良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮したものであること等、世代を超えて利用できるものと地方公共団体（建築主事を置く市町村等又は都道府県）が認定したもの。

減額措置の内容

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行日から平成22年3月31日までに新築された認定長期優良住宅

居住部分の床面積120㎡までに係る税額について

①一般住宅（②以外の住宅）	5年度分	2分の1減額
②3階以上の中高層耐火住宅等	7年度分	2分の1減額

施行日：平成21年6月4日

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）の施行日が平成 21 年 6 月 4 日であるためそれに合わせる。

その他

地方税法等の改正にともない、文言の整合、引用条文の条ずれの修正等を行う。